

豊橋市プレミアム付電子商品券事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、以下の目的のために実施する、プレミアム付電子商品券（以下「商品券」という。）の発行・販売等の事業について、必要な事項を定める。

- (1) 市民の消費を喚起し、物価高騰の影響を受ける市内事業者の売上向上を促進
- (2) 電子商品券の利用データの活用による市内の消費動向把握

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、豊橋市プレミアム付電子商品券実行委員会（以下「実行委員会」という。）によって販売される電子商品券をいう。
- (2) 購入対象者 商品券の購入を希望する、令和6年11月15日において、豊橋市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 購入引換通知 実行委員会が発送する電子メールによる通知をいう。
- (4) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の販売又は役務の提供をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行うことができる事業者として登録された者をいう。
- (6) 飲食店 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類M-宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76-飲食店及び中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業に係る別表に定める店舗等をいう。

(商品券の販売等)

第3条 実行委員会は、この要領に定めるところにより、購入対象者に商品券を販売する。

2 商品券の販売額、販売額上限及び販売回数は、以下のとおりとする。

- (1) 実行委員会は、購入対象者一人につき、1セットで額面6,500円の商品券を5,000円で販売することができる。
- (2) 実行委員会は、購入対象者一人につき、最大5セットで額面32,500円の商品券を販売することができる。
- (3) 実行委員会は、購入対象者一人につき、複数回商品券を販売することができる。

(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期間は、令和6年11月27日から令和7年2月14日までの間とする。

3 商品券1セットあたりの使用可能額面及び店舗は以下のとおりとする。

1セットあたりの使用可能額面	使用店舗
750 円	特定事業者が営む飲食店
5,750 円	特定事業者が営む店舗

- 4 商品券は、転売、譲渡、交換及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
- (1) 消費喚起に寄与しない以下のもの
 - ア 家賃、地代、駐車場代等の支払い
 - イ 介護・医療サービスの料金
 - ウ 国税、地方税、公共施設使用料等
 - エ 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料
 - オ 公共料金(電気・ガス・水道・電話料・通信料等)、保険料、振込手数料等の支払い
 - (2) 法律により販売が禁止される以下のもの
 - ア たばこの代金
 - (3) 投資性、換金性の高いもの
 - ア 土地・家屋の購入
 - イ 金融商品(株・証券・投資等)の代金
 - ウ 商品券、金券、図書カード、ビール券、プリペイドカード、現金チャージ、乗車券、定期券など
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業に係る支払い
 - (5) 反社会勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品、サービス等
 - (6) 事業活動によって生じた支払い(仕入れ、原材料費等)
 - (7) 公序良俗に反するもの
 - (8) その他、この商品券の発行目的にそぐわないもの

(商品券の購入申込)

第5条 購入対象者のうち、購入引換通知の送付を希望する者は、豊橋市プレミアム付電子商品券専用WEBサイト(以下「専用WEBサイト」という。)において申込を行う。

- 2 前項による申込期間は、令和6年11月1日から令和6年11月15日までの間とする。ただし、購入希望数が販売予定セット数に達しなかった場合はこの限りでない。

(購入引換通知の送付)

第6条 実行委員会は、前条第1項の規定による申込を受理したときは、速やかに内容を確認の上、当該購入対象者に対し購入引換通知を送付する。ただし、販売セット数を超える購入申込があった場合は抽選とし、当選した者にのみ購入引換通知を送付する。

- 2 実行委員会は、前項の規定により交付した購入引換通知はいかなる理由があっても再送付はしないものとする。

(商品券の販売)

第7条 購入引換通知を受けた購入対象者は、購入引換通知に記載の URL から専用WEBサイト上の購入ページへログインする方法により、商品券を購入することができる。

2 実行委員会は、前項の規定により販売した商品券はいかなる理由があっても返品、返金、再発行及び再販売はしないものとする。

(特定事業者の募集)

第8条 実行委員会は、別に作成する豊橋市プレミアム付電子商品券特定事業者募集要項(以下「募集要項」という。)を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録する。

(特定事業者の責務)

第9条 特定事業者は、前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 実行委員会は、特定事業者が募集要項に違反する行為を行ったと認められた場合には、当該特定事業者の登録取消又は換金の拒否を行うことができる。

(商品券の換金手続)

第10条 実行委員会は、特定取引において商品券が使用された場合は、特定事業者に対し、その使用された金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、実行委員会に、令和7年2月14日までの特定取引において受け取った商品券の換金を申し出る。

3 実行委員会は、特定事業者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により、商品券の換金手続を行う。当該換金手続は、募集要項で定められた TOYOPay 換金振込スケジュールに従って行うものとする。

4 特定事業者は、実行委員会に対し、令和7年2月27日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、プレミアム付電子商品券事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月27日から施行する。

別表（第2条関係）				
中分類	小分類	細分類	例示	
76飲食店				
76	761	7611 食堂，レストラン（専門料理店を除く）	食堂；大衆食堂；お好み食堂；定食屋；めし屋；ファミリーレストラン（各種の料理を提供するもの）	
	762	専門料理店		
		7621	日本料理店	てんぷら料理店；うなぎ料理店；川魚料理店；精進料理店；鳥料理店；釜めし屋；お茶酒屋；にぎりめし屋；沖縄料理店；とんかつ料理店；郷土料理店；かに料理店；牛丼店；ちゃんご鍋店；しゃぶしゃぶ店；すき焼き店；懐石料理店；割ぼう料理店
		7622	料亭	料亭；待合
		7623	中華料理店	中華料理店；上海料理店；北京料理店；広東料理店；四川料理店；台湾料理店；ぎょうざ（餃子）店；ちゃんぽん店
		7624	ラーメン店	ラーメン店；中華そば店
		7625	焼肉店	焼肉店
		7629	その他の専門料理店	西洋料理店；フランス料理店；イタリア料理店；スパゲティ店；朝鮮料理店；印度料理店；カレー料理店；エスニック料理店；無国籍料理店
	763	7631 そば・うどん店	そば屋；うどん店；きしめん店；ほうとう店	
	764	7641 すし店	すし屋	
	765	7651 酒場，ビヤホール	大衆酒場；居酒屋；焼鳥屋；おでん屋；もつ焼屋；ダイニングバー；ビヤホール	
	766	7661 バー，キャバレー，ナイトクラブ	バー；キャバレー；ナイトクラブ	
	767	7671 喫茶店	喫茶店；フルーツパーラー；音楽喫茶；珈琲店；カフェ	
	769	その他の飲食店		
		7691	ハンバーガー店	ハンバーガー店
7692		お好み焼・焼きそば・たこ焼店	お好み焼店；焼きそば店；たこ焼店；もんじゃ焼店	
	7699	他に分類されない飲食店	大福屋；今川焼屋；ところ天屋；氷水屋；甘酒屋；汁粉屋；甘味処；アイスクリーム店；サンドイッチ専門店；フライドチキン店；ドーナツ店；ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）	
77持ち帰り・配達飲食サービス業				
77	771	7711 持ち帰り飲食サービス業	移動販売（調理を行うもの）	

豊橋市プレミアム付電子商品券特定事業者募集要項

1 目的

この要項は、豊橋市プレミアム付電子商品券事業実施要領第8条に定める特定事業者の募集について、必要な事項を定める。

2 資格要件

(1) 店舗要件

適法に事業を営んでいる、豊橋市内（以下「市内」という。）に所在する店舗。

(2) 事業者要件

市内に本店（個人にあっては住所）を有する事業者又は豊橋商工会議所、豊橋飲食業協同組合並びに豊橋観光コンベンション協会の会員である事業者。ただし、以下に掲げる項目に該当する場合は対象外とする。

ア 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）。

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定するもの、又はこれに類するもの

ク 公序良俗に反するもの

ケ その他、本事業の目的に照らして、豊橋市プレミアム付電子商品券実行委員会（以下「実行委員会」という。）が不適當であると判断するもの

3 登録方法

- (1) 特定事業者となることを希望する者は、申請に必要な事項を入力の上、電子商品券システム（以下「システム」という。）により申請する。ただし、複数の店舗を営んでいる者は、店舗ごとに申請を行う。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、特定事業者に登録完了の通知を行い、プレミアム付電子商品券事業を行うのに必要な用品一式を配布する。

4 申込期間

令和6年11月1日12時から令和7年2月14日12時まで

5 プレミアム付電子商品券（以下「TOYOP a y」という。）の概要

- (1) TOYOP a yは、6,500円分を1セットとし、5,000円で販売する。また、一人につき5セットまで購入できる。
- (2) 特定事業者は、TOYOP a yを提示した者に対し、令和6年11月27日12時から令和7年2月14日23時59分まで（以下「有効期限」という。）に限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下「取引」という。）を行う。
- (3) いかなる理由があろうとも、有効期限後にTOYOP a yの使用はできない。
- (4) TOYOP a yの使用対象外となる物品又は役務は以下のものとする。

ア 消費喚起に寄与しない以下のもの

- ・家賃、地代、駐車場代等の支払い
- ・介護・医療サービスの料金
- ・国税、地方税、公共施設使用料等
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料
- ・公共料金（電気・ガス・水道・電話料・通信料等）、保険料、振込手数料等の支払い

イ 法律により販売が禁止される以下のもの

- ・たばこの代金

ウ 投資性、換金性の高いもの

- ・土地・家屋の購入
- ・金融商品（株・証券・投資等）の代金
- ・商品券、金券、図書カード、ビール券、プリペイドカード、現金チャージ、乗車券、定期券など

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業に係る支払い

オ 反社会勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品、サービス等

カ 事業活動によって生じた支払い（仕入れ、原材料費等）

キ 公序良俗に反するもの

ク その他、TOYOP a yの発行目的にそぐわないもの

6 特定事業者の義務

特定事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令等、本要項に定めた事項を遵守すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。
- (3) 登録に関する虚偽又は不正行為をしないこと。
- (4) 実行委員会が配布するTOYOP a y取扱店ステッカー等を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (5) TOYOP a yの利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないこと。
- (6) TOYOP a yの不正使用が疑われる場合は、TOYOP a yの受取を拒否するとともに、その事実を速やかに実行委員会に連絡すること。
- (7) 換金目的でのTOYOP a yの購入をしないこと。
- (8) 自社商品の購買にTOYOP a yを利用しないこと。
- (9) TOYOP a yの交換、譲渡及び売買をしないこと。
- (10) TOYOP a yを、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用しないこと。
- (11) TOYOP a yの利用を求める者に対し、特定事業者の都合により、利用を拒んではならないこと。
- (12) 特定事業者及び特定事業者のもとで従事する者又は従事していた者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。また、本事業が終了した後においても同様とする。
- (13) 実行委員会が運営するウェブサイト上のすべての著作物、肖像、キャラクター、マーク、その他の情報のダウンロード、プリントアウト及びその他の方法による複製は、特定事業者が自店における、TOYOP a y利用促進の目的のために限られた範囲以外で使用しないこと。その他著作権法で認められている範囲を超えて、実行委員会が運営するウェブサイトに掲載されているコンテンツを無断で使用しないこと。

7 登録の取消等

- (1) 実行委員会は、特定事業者がこの募集要項に違反する行為を行ったと認められた場合には、特定事業者登録の取消又は換金の拒否を行うことができる。
- (2) 特定事業者は、特定事業者に登録した後に当該登録内容に変更が生じた場合は、速やかにシステムにより登録内容を変更し、実行委員会に届け出なければならない。

8 TOYOP a yの換金

- (1) 特定事業者の換金手数料は無料とする。
- (2) 換金は口座振替とする。特定事業者は事前にシステムに振込先口座を登録する。
- (3) 口座への振込は別記のスケジュールに従い行うものとする。

別記 TOYOPay換金振込スケジュール

	店舗での決済日	振込日
1	11月27日～11月30日	12月13日
2	12月1日～12月15日	12月27日
3	12月16日～12月31日	1月15日
4	1月1日～1月15日	1月31日
5	1月16日～1月31日	2月14日
6	2月1日～2月14日	2月27日